

今後の調査審議の進め方について

令和元年7月16日
沖縄県振興審議会
申し合わせ

1 調査審議の基本方針について

沖縄県では、これまでの施策の効果検証を行って、新たに顕在化した課題及び対応策を洗い出し、今後の施策の方向性を示すことで、新たな振興計画の策定に資すること等を目的とした総点検を実施し、今般「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）」（以下「諮問事項」という。）を取りまとめ、本審議会へ諮問したところである。

本審議会においては、諮問事項について、以下のとおり調査審議を当面進めることとするほか、正副部会長合同会議において、部会における調査審議方針を協議決定することとする。

2 審議会の組織及び運営について

本審議会は、委員全員で構成される審議会と、専門委員等で構成される9つの部会、各部会の正副部会長で構成される正副部会長合同会議からなっている（規則3条、規則10条1項、運営要綱2条1項、運営要綱3条の2第1項・第2項）。

審議会は、会長が招集し、県知事からの依頼や諮問を受けて調査審議等を行い、その結果を知事に建議・答申する（規則2条）。

部会は、部会長が招集し、審議会の付託を受けて、それぞれの所掌事務に関する専門的な事項についての調査審議を行い、その結果を審議会に報告する（規則10条1項、運営要綱2条2項）【別紙1参照】。また、必要があるときは、他の部会や専門委員と合同で調査審議を行うことができる（規則10条2項）。

正副部会長合同会議は、総合部会長が招集し、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議する（運営要綱3条の2）。

委員及び専門委員は部会長の許可の下、部会に出席して意見を述べることも、部会長に対して意見書を提出することができる（運営要綱4条）【別紙2、別紙3】。

3 審議会のスケジュールについて

本審議会は、令和元年7月16日に知事から諮問を受けたのち、概ね7月下旬から11月中旬までの間に部会を5回程度開催し、12月中旬を目途に、正副部会長合同会議での調整を経て、12月下旬に審議会の会議を開き、知事への答申を行うこととする。

4 その他

令和2年以降の審議会における調査審議については、別途申し合わせるものとする。

沖縄県振興審議会部会における調査審議方針について

令和元年7月16日
沖縄県振興審議会
正副部会長合同会議申し合わせ

1 目的

この方針は、令和元年7月16日付け沖縄県諮問企第1号で沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）に諮問された「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）」（以下「諮問事項」という。）について、沖縄県振興審議会運営要綱に基づき、審議会に設置された部会における調査審議を効率的かつ効果的に進めるため、必要な事項を申し合わせるものである。

正副部会長にあっては、この方針にしたがい、部会における調査審議を行うこととする。

2 会議の開催及び結果の報告等

- (1) 部会の会議は、概ね5回程度開催するものとする。ただし、調査審議の進捗に応じて、各部会において適宜開催回数を調整することとする。
- (2) 最終回の会議は、11月中旬までに開催することとし、部会における調査審議の結果をとりまとめる。
- (3) 部会における調査審議の結果については、各部会長が正副部会長合同会議において報告する。
- (4) 正副部会長合同会議において、各部会長の報告をふまえ、諮問事項に対する答申案を協議決定し、審議会会長に提出する。
- (5) 諮問事項に対する答申案は、総合部会長が審議会の会議において説明する。
- (6) 県ホームページにおいて会議の開催及び会議資料を掲載する。

3 会議の議事

- (1) 議題（検討テーマ）について
各部会長は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ議題（検討テーマ）を選定し、通知する。
- (2) 開催通知について
各部会長は、少なくとも会議開催の2週間前までに当該部会の委員及び専門委員に対して開催を通知するものとする。自部会に属しない委員及び専門委員に対しては、県ホームページへの掲載により対応するものとする。

- (3) 部会審議の観点について
部会審議においては、次に掲げる観点に留意するものとする。
- (ア) 基本施策ごとに設定された「目標とするすがた」の達成状況
 - (イ) 施策体系ごとに設定された成果指標の達成状況
 - (ウ) 成果指標の達成に向けた取組の効果の検証
 - (エ) 取組の効果が発現されていないと思料される場合には、その要因及び背景
 - (オ) 成果指標の達成状況に対する各種取組の有効性
 - (カ) 「新たな課題」及び「重要性を増した課題」の抽出
- (4) 意見書の提出及び部会出席申請について
委員及び専門委員が意見書（別紙2-1又は別紙2-3）を提出しようとする場合には、会議開催の1週間前までに、各部会担当部（課）（別紙1-2）を通じて部会長に提出することとする。
また、部会に属しない委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとするときは、会議開催の1週間前までに、出席許可申請書（別紙3）を各部会担当部（課）を通じて部会長に提出することとする。
- (5) 部会における調査審議結果のとりまとめについて
部会における調査審議では、諮問事項のうち各部会の所掌事務に係る部分について、該当箇所を明らかにした修正意見、「新たな課題」及び「重要性を増した課題」についての意見及び委員からの自由意見をとりまとめ、部会における調査審議の結果とする。

4 議事録及び議事要旨

- (1) 各部会においては、会議終了後、2週間以内を目途に議事録及び議事要旨を作成する（別紙4）。
- (2) 議事録は、委員又は専門委員の発言の要旨とし、部会長及び出席者の確認を経たうえで取りまとめる。
- (3) 議事要旨は、議事録を基礎として部会の所掌事務に沿って委員又は専門委員の意見要旨を整理したうえで、諮問事項に対する意見及び課題の提起等についてまとめる。
- (4) 部会に所属しない委員又は専門委員は、各部会の議事録及び議事要旨の提供を希望することができるものとする。
- (5) 議事録及び議事要旨は、県ホームページにおいて公開するものとする。

部会の所掌事務及び部会担当部（課）について

部会名	所掌事務	担当部
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関すること	企画部（企画調整課）
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること	商工労働部（産業政策課）
文化観光	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること	文化観光スポーツ部 （観光政策課）
スポーツ部会		
農林水産業 部会	農林水産業等に関すること	農林水産部（農林水産総務課）
離島過疎地域 振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること	企画部（地域・離島課）
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること	環境部（環境政策課）
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること	子ども生活福祉部（福祉政策課） 保健医療部（保健医療総務課）
学術・人づくり 部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関すること	企画部（企画調整課） 教育庁（総務課） 総務部（総務私学課）
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること	土木建築部（土木総務課） 企画部（交通政策課） 企画部（総合情報政策課）

部会担当部（課）の連絡先について

部会名	担当部（課）	担当者	電話	FAX	メール
総合部会	企画部（企画調整課）	崎山 春樹	098-866-2026	098-866-2351	sakiyahr@pref.okinawa.lg.jp
		上原 真理子			ueharmrk@pref.okinawa.lg.jp
産業振興部会	商工労働部（産業政策課）	宮田 寛子	098-866-2330	098-866-2440	teruyhrk@pref.okinawa.lg.jp
文化観光スポーツ部会	文化観光スポーツ部（観光政策課）	吉本 祐貴	098-866-2763	098-866-2767	yoshimyu@pref.okinawa.lg.jp
農林水産部会	農林水産部（農林水産総務課）	玉木 力	098-866-2254	098-866-2265	tamakich@pref.okinawa.lg.jp
離島過疎地域 振興部会	企画部（地域・離島課）	宮里 薫	098-866-2370	098-866-2068	miyztokr@pref.okinawa.lg.jp
		古堅 信吾			furugesh@pref.okinawa.lg.jp
環境部会	環境部（環境政策課）	仲嶺 潤	098-866-2183	098-866-2308	nakminej@pref.okinawa.lg.jp
福祉保健部会	子ども生活福祉部（福祉政策課）	山城 明日菜	098-866-2164	098-866-2569	tsuhaasn@pref.okinawa.lg.jp
	保健医療部（保健医療総務課）	新垣 政貴	098-866-2169	098-866-2638	arakamsk@pref.okinawa.lg.jp
学術・人づくり 部会	企画部（企画調整課）	與儀 泰彦	098-866-2026	098-866-2351	yogyishk@pref.okinawa.lg.jp
	教育庁（総務課）	当真 四克	098-866-2705	098-866-2705	toumshkt@pref.okinawa.lg.jp
	総務部（総務私学課）	仲宗根 政人	098-866-2074	098-866-2079	nakasmst@pref.okinawa.lg.jp
	土木建築部（土木総務課）	渡久山 直樹	098-866-2384	098-866-2399	tokuyamn@pref.okinawa.lg.jp
基盤整備部会	企画部（交通政策課）	阿波根 政人	098-866-2045	098-866-2448	ahagonm@pref.okinawa.lg.jp
	企画部（総合情報政策課）	吉元 徹成	098-866-2036	098-867-2998	yoshmott@pref.okinawa.lg.jp

(別紙 2)

沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)
に対する意見書

- 報告書(素案)の修正文案用 (別紙2-1)
 - … 委員及び専門委員が各部会へ提出する意見書

- 自由意見書 (別紙2-3)
 - … 意見書(別紙2-1)に含まれない内容を記載。
原則、箇条書きで要点を表記。

(別紙 2-1)

意見書様式 (修正文案用)
(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

提出先の部会：

氏名：

委員 ・ 専門委員

所属部会名：

部会

(素案) 章・頁・行	本文	意見(修正文案等)	理由等

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。
※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。
※切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(別紙 2-3)

沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見書

令和元年 ○月

沖縄県振興審議会 ○○部会 (または、委員個人名)

※ 様式自由

※ 原則、要点を箇条書きで記載

別紙3

沖縄県振興審議会 ○○部会出席許可申請書

令和 年 月 日

沖縄県振興審議会
○○部会 部会長 殿

沖縄県振興審議会 委 員
専門委員
氏名 印
連絡先 (Tel: _____)
(E-mail: _____)
(_____ 部会所属)

令和○年○月○日 (○:○ ~ ○:○) に開催される第○回○○部会について、下記のとおり出席して意見を述べてよいでしょうか。

記

1. 出席を希望する理由

[別添] のとおり

2. 意見の内容

[別添] のとおり

申請のありました上記のことについて、沖縄県振興審議会運営要綱第4条に基づき許可します。

平成 年 月 日
○○部会 部会長

部会長	部会担当部 (課)

[別添]

1. 出席を希望する理由

2. 意見の内容

沖縄県振興審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則121号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置・所掌事務)

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

(部会長・副部会長)

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、部会長は当該部会に属する委員のうちから、副部会長は当該部会に属する委員又は専門委員のうちから、それぞれ指名しなければならない。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(正副部会長合同会議)

第3条の2 審議会に、正副部会長合同会議を置く。

2 正副部会長合同会議は、部会長及び副部会長で構成する。

3 正副部会長合同会議は、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議を行う。

4 正副部会長合同会議は、総合部会長が主宰する。

(部会への出席等)

第4条 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び専門委員は第2条第2項の事項について、当該事務を所掌する部会長に対し、意見書を提出することができる。

(専門委員会の設置・所掌事務)

第5条 部会にその所掌事務を分掌させるため、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(報告)

第6条 部会長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、正副部会長会議における調整を経たのち、その結果を会長に報告する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議及び部会の会議は、原則として公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成11年11月24日から施行する。

(平成17年5月19日 一部改正)

(平成21年10月5日 一部改正)

(平成22年2月18日 一部改正)

(平成28年9月28日 一部改正)

(令和元年7月16日 一部改正)

別表（第2条関係）

部会名	所掌事務
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関すること
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること
文化観光 スポーツ部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること
農林水産業 振興部会	農林水産業等に関すること
離島過疎地域 振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること
学術・人づくり 部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関すること
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること